

平成24年度第2回独立行政法人造幣局契約監視委員会議事概要

- 開催日時及び場所 平成24年12月17日(月)13時30分～15時30分 造幣局会議室
- 委員 松川 正毅(大阪大学大学院高等司法研究科 教授)(委員長)
 相原 隆(関西学院大学法学部 教授)
 谷口勢津夫(大阪大学大学院高等司法研究科 科長)
 森山 潔(独立行政法人造幣局 監事)
 和田 馨(独立行政法人造幣局 監事)
- 審議対象 1) 契約監視委員会の運営方針変更(案)
 2) 随意契約等見直し計画の実施状況
 3) 平成24年度上半期における競争性のない随意契約等の点検・見直し
 ・平成24年度上半期における「競争性のない随意契約」 9件
 ・平成24年度上半期における「一者応札・一者応募契約」11件
 計20件
 4) 2か年度連続して一者応札・応募となった案件 6件
- 委員からの意見・質問、それに対する回答等
 下記のとおり
- 委員会による意見の具申又は勧告の内容
 特になし

意見・質問	回答
<p>『契約監視委員会の運営方針変更(案)』について</p> <p>契約監視委員会の年4回開催は了解したが、持ち回り開催の場合の基準を明らかにしてほしい。</p>	<p>委員会の開催方法については、今後、整理することとしたい。</p>
<p>『「随意契約等見直し計画」の実施状況』について</p> <p>(全般について)</p> <p>見直し計画の実施状況において「計画どおり実施」となっているが、どのような改善を行ったのか。</p>	<p>業者からの聞き取りや参入交渉などの取り組みのほか、設備の操作や点検にあたる職員が地道な勉強により当該設備に係る知識・知見を蓄積し、要求仕様を平易に説明できるようにすることで新規参入しやすく</p>

『平成24年度上半期における競争性のない随意契約等の点検・見直し』について

(後納郵便料について)

信書の送達が可能な事業者は日本郵便(株)以外になく競争を許さないとあるが、他社のメール便とか大差がないように思うが、「可能な」と限定されているがどのような意味か。

(貨幣極印下地について)

材料の部分とそこから加工する部分を分ければ競争の可能性が広がるのではないか。

また、ものによってはまとめれば一者応札が改善するものもあるのではないか。

(鑄塊について)

一者応札を解消するためには、鑄塊での購入を止めるという選択肢もあるのではないか。長く続くと価格決定権を業者が持つ恐れがあり、契約金額の適正さが担保されない可能性がある。

応札業者がいなくなるというリスクはどう考えているのか。

するといった活動も行っている。

メール便の可否については、確答できるだけの材料が今手許にないので、追って確認したい。

ご指摘のように、単独では競争が成り立たないものを他のものと組み合わせて全体として競争が成り立つようにした例、逆に一部分がネックになって競争が成り立っていないものを当該部分だけ別途契約にして残りは競争にした例は、過去にも既に実績がある。

鑄塊で購入している理由として、現有設備では溶解と圧延の能力に差があることが挙げられる。単純に言えば、新溶解設備ができれば能力差は解消の方向へ向かうはずだが、溶解設備は特注品なので、稼働安定には時間を要し、現時点では不確定要素が大きい。

リスクを抱えた状態である。量が確保できないところで工夫するのは大変難しい。業者も採算が合わないものは売らないが、そこを何とか協力していただいているのが現状である。

(保守点検及び部品交換について)

装置を導入したあるいは製造したメーカーのものでなければメンテナンスできないとあるが、契約価格の適正さはどうやって担保をしているのか。

『2か年連続して一者応札・応募となった案件のフォローアップ』について

「現在対応可能な方策は全て実施した」となるともう何もないという感じなので、検討の余地があるということであれば「全て」を削除したほうがよいと思うが如何か。

一般論として言えば、寿命の短いものについてはメンテナンスも全部込みで入札に付けるようにしており、寿命の長いものについては、ものによって事情は異なるが、仕様の検討の際にできるだけ一般的なものを買うよう努めている。

ただ、既存のものメンテナンスについては、当初導入時にそこまでの取り組みができていなかった結果、一者案件として残っているものもある。

可能と考えられることは一通り実施したということで記述したが、表現を改めることとしたい。